

# 第 1 回幕別町議会臨時会

## 議事日程

令和 4 年第 1 回幕別町議会臨時会  
(令和 4 年 1 月 21 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）  
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
10 野原恵子      11 田口廣之      12 谷口和弥
- 日程第 2 会期の決定  
（諸般の報告）  
行政報告
- 日程第 3 議案第 1 号 幕別町部設置条例の一部を改正する条例  
日程第 4 議案第 2 号 幕別町職員定数条例の一部を改正する条例  
日程第 5 議案第 3 号 令和 3 年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号）

# 会議録

令和4年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和4年1月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 1月21日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)  
議 長 寺林俊幸  
副議長 中橋友子  
1 石川康弘      2 小田新紀      3 内山美穂子      4 藤谷謹至      5 小島智恵  
6 若山和幸      7 岡本真利子      8 荒 貴賀      9 酒井はやみ      10 野原恵子  
11 田口廣之      12 谷口和弥      13 芳滝 仁      14 千葉幹雄      15 小川純文  
16 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 伊藤博明  
教 育 長 菅野勇次      企 画 総 務 部 長 山岸伸雄  
住 民 福 祉 部 長 細澤正典      経 済 部 長 岡田直之  
建 設 部 長 笹原敏文      会 計 管 理 者 合田利信  
札 内 支 所 長 新居友敬      教 育 部 長 山端広和  
政 策 推 進 課 長 白坂博司      総 務 課 長 佐藤勝博  
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲      土 木 課 長 小野晴正
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 萬谷 司      課長 半田 健      係長 北原正喜
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
10 野原恵子      11 田口廣之      12 谷口和弥

# 議事の経過

(令和4年1月21日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（寺林俊幸） おはようございます。  
ただ今から、令和4年第1回、幕別町議会臨時会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、10番野原議員、11番田口議員、12番谷口議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。  
のちほど、ご覧いただきたいと思います。  
これで諸般の報告を終わります。

## [行政報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
飯田町長。  
○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、降雪による被害状況等、北京2022オリンピック競技大会、町の公共施設における新型コロナウイルス感染症の感染状況及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてご報告させていただきます。  
はじめに、降雪による被害状況等について申し上げます。  
日本海と関東付近にあった低気圧が急速に発達しながら北海道に接近したことにより、11日夜から12日の朝にかけて十勝管内の広い範囲で強い雪が降り続き、帯広測候所では1月として観測史上最大となる59センチの降雪を記録する大雪となりました。  
この影響により、十勝管内の主要幹線道路では、自動車専用道路が道東自動車道と帯広・広尾自動車道の2路線、国道が38号外3路線が、それぞれ一部の区間において大雪やなだれのおそれがあると

して一時通行止めとなったほか、JRと路線バスの運休や航空機の欠航など、交通に大きな乱れが生じたところでもあります。

今回の大雪に伴う町の対応といたしましては、気象庁からの大雪警報の発表後直ちに、以後の交通障害や大雪、強風等による被害を想定し、防災行政無線、防災情報メール及びLINEにより、町民の皆さんに不要不急の外出を避ける呼びかけを行うとともに、職員においては豪雪災害に備え第1次警戒体制を敷き、関係職員を配置したところでもあります。

この大雪等に伴う本町の被害状況ではありますが、公共施設につきましては、降雪による直接的な被害はありませんでしたが、12日朝からJR及び路線バスやコミュニティバスが、始発から全便運休となり、公共交通機関の運行に影響が生じたところでもあります。

また、学校につきましては、冬期休業中のため影響はありませんでしたが、学童保育所5施設については、登下校の安全を考慮し終日閉所としたところでもあります。

次に、農業の被害状況についてではありますが、営農施設につきましては、大雪の重みにより、D型ハウス2棟及び豚舎1棟が一部倒壊したほか、ビニールハウス43棟が倒壊し、合計で30戸、46件の被害があったところでもあります。

これら農業被害につきましては、その実態を把握し、支援策について各農協と協議を重ねてきたところではありますが、育苗用ハウスが倒壊するなど来年度の営農に支障をきたす恐れがありますことから、12月1日から2日にかけての強風による被害と同様、幕別町農業ゆとりみらい総合資金貸付金の特例資金として無利子の融資を行う予定であります。

次に、道路の除雪状況についてではありますが、町道の除雪につきましては、11日23時から町内11事業者により、60台の機械をフル稼働し一斉除雪を始めましたが、23時から翌12日1時までの2時間で24センチメートルの降雪があり、朝方まで降雪が続く見込みでありましたことから、1回目の除雪終了後速やかに2回目の除雪を行ったところではありますが、雪の量が多く重たく湿った雪となったことから通常よりも難しい除雪作業となり、2回目の除雪が終了したのは作業開始から20時間後の12日19時となったところでもあります。

また、翌13日からは2次除雪として拡幅除雪や排雪作業、吹きだまりの除雪などを行い、交通障害が発生しないよう努めましたが、14日から断続的に強い風が吹き、夕方には吹込みのため除雪が間に合わない路線が発生したことから、町道豊岡高台線の町道千住豊岡線交点から町道日新線交点までの区間約5.6キロメートルについて、18時から翌朝7時まで通行止めとし交通の安全を図ったところでもあります。

次に、北京2022オリンピック競技大会について申し上げます。

昨年12月29日から31日まで開催された「北京オリンピックスピードスケート日本代表選手選考競技会」において、本町出身の高木菜那さん、美帆さんのお二人が前回の平昌大会に引き続き、姉妹そろって日本代表に選出され、姉の菜那さんは、1,500メートルとマススタート、団体追い抜きの3種目、妹の美帆さんは、500メートル、1,000メートル、1,500メートル、3,000メートルと団体追い抜きの5種目に出場することが決まりました。

町をあげてお二人を応援する体制を整えるため、町と幕別町体育連盟や幕別町スケート協会などの代表者等で組織する「北京2022オリンピック出場選手を応援する会」を12月9日に立ち上げるとともに、代表選手が発表された31日、町ホームページに応援メッセージを募集する特設サイトを開設いたしました。

さらに、1月3日に役場庁舎と札内コミュニティプラザ、忠類総合支所、18日に百年記念ホールとお二人の母校である札内北小学校、札内中学校の計6カ所に応援幕を設置したところでもあります。

また、競技が開催される日の応援につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大傾向にあることを考慮し、お二人が出場する2月7日の1,500メートルと15日の団体追い抜き、美帆選手が出場する17日の1,000メートルに絞り、リモート参加による応援を行うべく準備を進めております。

町といたしましては、両選手が3大会目となるオリンピック競技大会出場に当たり、前回の平昌大

会以上の活躍を期待するとともに、お二人にとって悔いの残らない最高のレースになることを願っているところであります。

次に、町の公共施設における新型コロナウイルス感染症の感染状況について申し上げます。

1月15日に札内南小学校で児童1名の感染が確認されましたことから、同日中に帯広保健所において濃厚接触者とPCR検査対象者を特定し、当該児童の学級を17日から検査結果が判明するまでの間、学級閉鎖にするとともに、それ以外の学級は16日に校内全体の消毒作業を実施し、17日から通常どおりの登校といたしました。

また、当該児童が13日と14日につくし学童保育所に登所していたことから、保健所では両日に登所していた児童全員についてPCR検査の対象とし、17日から検査結果が判明するまでの間、臨時休所としたところであります。

19日にPCR検査の結果が判明し、全員が陰性であることが確認されましたことから、札内南小学校とつくし学童保育所の全てを20日から再開いたしました。

さらに、1月18日に明野ヶ丘スキー場のリフト運行業務に従事する受託企業の係員1名の感染が確認され、同日一緒に勤務していた職員がPCR検査対象者に特定されたことから、関係者は自宅待機とするとともに、18日にスキー場施設及びロッジ内の消毒作業を終え、スキー場は通常どおり営業したところであります。

なお、関係者につきましては、19日から20日にかけてPCR検査を行った結果、20日に全員陰性が確認されたところであります。

今回の学校施設等における感染については、幸いクラスターの発生には至りませんでした。感染力の強いオミクロン株への置き換わりが進んでおりますことから、今後におきましても、より一層の感染防止対策の徹底に努めてまいります。

次に、国の第1次補正予算に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について申し上げます。

昨年12月27日に公表されました本町における交付限度額は、「感染症対応分」として4,540万2千円、「地域経済対応分」として1億7,292万6千円の合計2億1,832万8千円と示されましたことから、現在、関連予算を3月定例会に提案すべく、準備を進めているところであります。

以上、降雪による被害状況等、北京2022オリンピック競技大会、町の公共施設における新型コロナウイルス感染症の感染状況及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてのご報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[委員会付託]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第1号から日程第5、議案第3号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第1号から日程第5、議案第3号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第1号、「幕別町部設置条例の一部を改正する条例」を議題いたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第1号幕別町部設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

地方自治法第158条は、その第1項で「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。」と規定し、第2項では、「普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。」と定めております。

この規定に基づき、本町においては町長の直近下部の内部組織である「部」について、その適正な編成を担保するため、部の設置と分掌事務を本条例において定めているものであります。

平成28年4月に、同年5月の新庁舎への移転を見据えて、現組織に改めましてから、この3月で6年が経過いたします。

時代の要請や住民ニーズに的確に対応することができる組織体制とするため、組織は、不断の見直しが肝要でありますことから、昨年8月に庁内に課長職以下10人で構成する組織機構検討会を設置し、各課のヒアリングなどを経て、組織機構の見直しについて検討を進めてまいりました。

「住民サービスの向上」をはじめ、「迅速かつ効率的に対応する組織」、「新たな行政需要に対応する組織」、「危機管理の強化」の4点を見直しの視点に掲げて作業を進め、現在、5課で構成しております住民福祉部を住民生活部と保健福祉部に分割し、加えて、税務課を企画総務部から住民生活部に所管換えすることを内容とする見直し案を取りまとめたところであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

第1条は、「部の設置及び分掌事務」を定めております。

第1号は、企画総務部であります。

現行の「ケ」は、「税及び税外収入に関する事項」に関する分掌事務で、税務課が所管しておりますが、住民からの相談対応などの連携を図り、より効率的に業務を執行することができるよう、新たに設置する第2号の「住民生活部」において「キ」として位置づけるものであります。

第2号は、現行の「住民福祉部」を2部に分割するものでありますが、新たに設置いたします第2号「住民生活部」は、現行の「ア 戸籍及び住民記録に関する事項」から「カ 環境衛生及び環境保全に関する事項」までの分掌事務に加え、「キ」として「税及び税外収入に関する事項」を追加するものであります。

住民生活部は、住民生活課、防災環境課、税務課の3課で構成するものであります。

これに伴いまして、企画総務部は、政策推進課と総務課の2課構成とするものであります。

2ページをご覧ください。

「住民福祉部」を分割するもう一つの部は、第3号「保健福祉部」であります。

現行の第2号、住民福祉部の「キ 社会福祉及び障害福祉に関する事項」から「コ 健康推進に関する事項」までの分掌事務を第3号「保健福祉部」の分掌事務として「ア」から「エ」と定めるものであります。

保健福祉部は、福祉課、こども課、保健課の3課で構成するものであります。

以下、現行の第3号の経済部と第4号の建設部を1号ずつ繰り下げるものであります。

今回の見直しに際しましては、昨年12月18日から今年1月17日までの31日間に渡り、「パブリックコメント」、住民からの意見募集を行いました。意見の提出はありませんでした。

3ページをご覧ください。

3ページから5ページまでは、本則の改正により、部の名称が変更いたしますことから、附則において、関係条例を改めるものであります。

附則第2項は、幕別町地域福祉計画策定委員会条例の改正であります。

第6条の「庶務」の所管を保健福祉部に改めるものであります。

4ページをご覧ください。

附則第3項は、幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の改正であります。

第6条の「庶務」の所管を保健福祉部に改めるものであります。

5ページをご覧ください。

附則第4項は、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の改正であります。

第6条の「庶務」の所管を保健福祉部に改めるものであります。

議案書の1ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、「この条例は令和4年4月1日から施行する」とするものであります。

第2項から第4項までは、ただ今、新旧対照表で説明したとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

原案のとおり決定いたしました。

○議長（寺林俊幸） 日程第4、議案第2号、「幕別町職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第2号幕別町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の6ページをお開きください。

議案説明資料の6ページをご覧ください。

第1条をご覧ください。

第1条は、この条例にいう「職員」を、町長をはじめ、執行機関である選挙管理委員会、教育委員会、監査委員及び農業委員会と議会の事務部局に常勤する一般職の職員と定義しております。

本条例に定めている部局の常勤職員の「定数」は、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、農業委員会等に関する法律において、「条例で定める」と規定されております。

実際上は、本条例に定めている「定数」の範囲内で、行政需要の変化・多様化に的確に対応して、事務事業を効果的かつ効率的に遂行するために、事務量と人員の適正化を図りつつ、職員を配置し、定員管理を行っているところであります。

本条例において定めている定数は、再任用職員を含む常時勤務の職員数の限度を示しているものでありますが、教育委員会の事務部局において、見直す必要性が生じたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

第2条は、職員の定数を定めております。

第1項第4号の「教育委員会の事務部局の職員」を、現に配置している職員数と今後の見込みを勘案し、「29人」から「32人」に改めるものであります。

議案書の3ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は令和4年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり決定いたしました。

○議長（寺林俊幸） 日程第5、議案第3号、「令和3年度幕別町一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第3号、令和3年度 幕別町 一般会計補正予算第11号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております、議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、予算の総額をそれぞれ182億839万3千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、2目 道路維持補修費3,000万円の追加であります。

1月11日から12日にかけての、約60センチメートルの降雪に対応するため、2度に渡る一斉除雪と、翌日以降の荒天に伴う吹き溜まりの除雪に加え、交差点や公共施設駐車場等の除排雪を行ったところであります。

今後の降雪に対応するため、公共施設の除雪と排雪作業に伴う除排雪機械の借上料を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

12款、1項、1目 地方交付税3,000万円の追加であります。

普通交付税の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。



本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和4年第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

(10:29 閉会)